

香春町立小中学校再編推進専門部会運営要領（案）

1. 設置

香春町立小中学校再編推進審議会（以下「審議会」という。）において決定した項目及び内容に基づき、学校再編整備に最適な教育環境を協議、検討、提案するため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2. 審議会の決定項目及び内容

（1）小中一貫教育

小中学校が同一敷地内、施設一体型となった学校を設置し、9年間を通じた教育課程の編成及び指導計画を作成し、系統的な教育を実施していく。

（2）建設候補地

現在の勾金中学校用地とする。

（3）通学方法

遠距離・長時間通学対応として、スクールバスを基本とした通学方法とする。

（4）その他

審議会が必要と認める事項に関すること。

3. 部会と業務

部会は学校再編に係る事項について検討し、審議会に提案を行う。審議会には、3つの部会を設置し、次の業務に携わる。

（1）学校施設整備部会

普通教室、特別教室、屋内運動場、屋外運動場等、施設の大きさや配置に係る事項

設備、備品、法定台帳の管理や移動等、学校校務に係る事項

（2）教育課程部会

9年間を見通したカリキュラム等に係る事項

教育課程の編成、学級編成、年間計画、学校行事等、教育に係る事項

児童会・生徒会、部活動に係る事項

（3）通学、学校運営支援部会

通学方法、通学路、体力向上施策、通学援助等に係る事項

校名、校歌、校章、制服、閉校式等に係る事項

PTAの編成や計画、学校支援ボランティア形成等、学校支援に係る事項

4. 部会員の構成

部会員は次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 各小学校区の行政区長等の代表者
- (2) 各小・中学校 PTA 代表者
- (3) 各保育所（園）保護者会代表者
- (4) 幼稚園保護者会代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 小・中学校長
- (7) 小・中学校教頭、主幹教諭、教務主任

5. 部会員の任期

部会員の任期は当該専門の事項に関する調査・検討が終了するまでとし、欠員が生じた場合の補充員は前任者の残任期間とする。

6. 部会長と副部会長の選任

- (1) 部会に部会長と副部会長を置く。
- (2) 部会長は原則として校長とし、部会を総括する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

7. 部会の運営

- (1) 会議は部会長が招集する。
- (2) 部会で必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開とする。ただし、部会で決定したときは、非公開とすることができる。
- (4) 部会の書記は事務局が担当する。

8. 事務局

各部会の事務局は教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

9. 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会で協議し定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。